

檜山の民有林

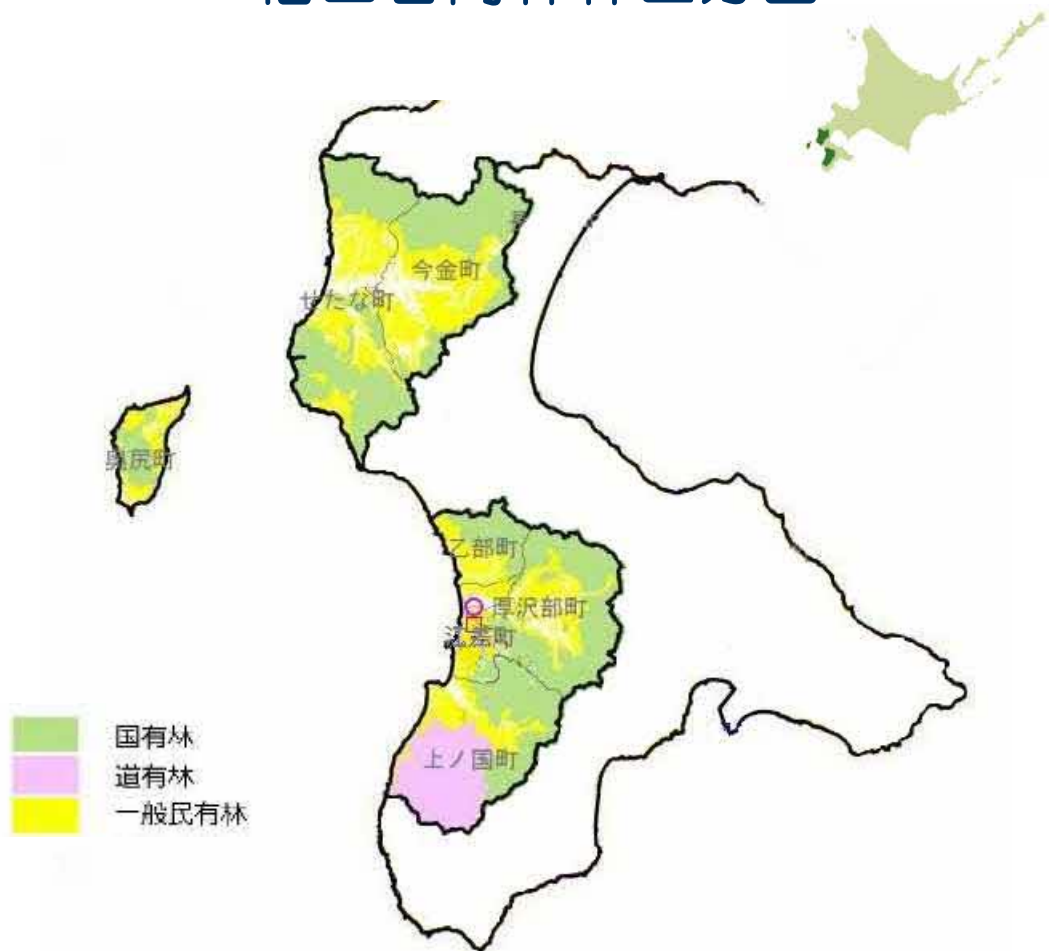
令和2年度(2020年度)



北海道檜山振興局

令和3年11月

檜山管内森林区分図



目次

1	森林資源	1
2	森林整備	2
3	林道	3
4	林産業	4
5	林業事業体	5
6	治山事業	6
7	保安林	7
8	林地開発	8

1 森林資源

1. 資源の状況

檜山振興局管内の森林は約21万6千haで、管内土地面積の82%を占めており全道平均の71%と比べ森林の多い地域です。

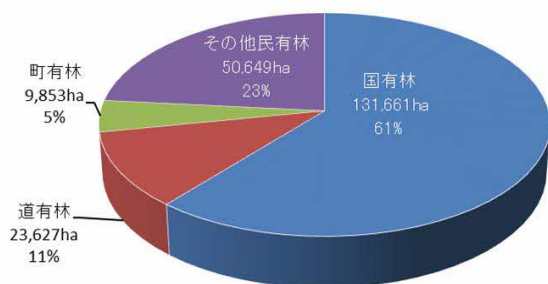
森林所有者区分としては、国有林が約13万2千haで61%、道有林が約2万4千haで11%、その他の一般民有林が約6万haで28%となっています。

林種別では、天然林が71%（全道69%）、人工林が27%（全道27%）で、全道の平均とほぼ同じとなっています。

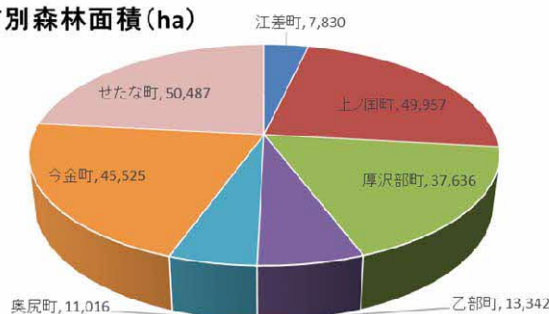
管内の森林面積は、せたな町・上ノ国町・今金町・厚沢部町の4町で85%を占めています。



■所有者別森林面積



■町別森林面積 (ha)

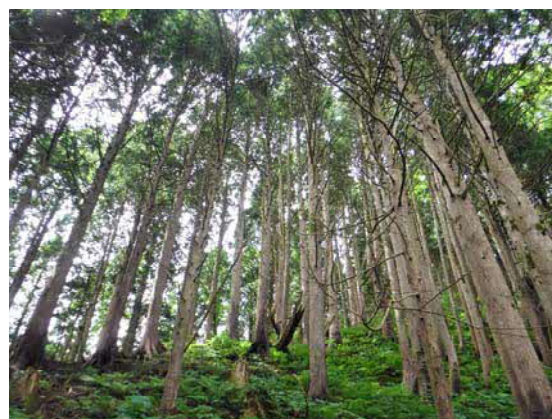
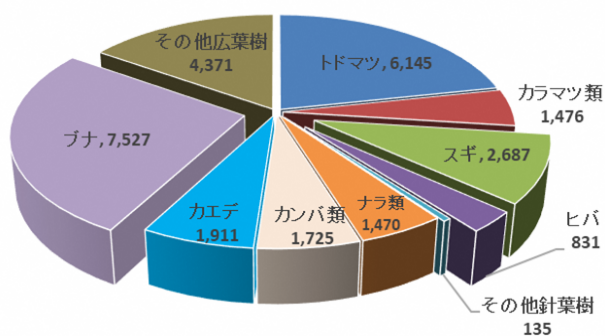


管内の森林蓄積は28,278千m³で、全道の森林蓄積の3.4%を占めています。

所有区分別では、国有林14,722千m³、道有林4,118千m³、その他の民有林9,439千m³となっています。

樹種別の構成では、針葉樹では、トドマツ、スギ、カラマツ、ヒノキアスナロの順で、広葉樹では、ブナ、カエデ、カンバ類、ナラ類となっており、特にスギ、ヒノキアスナロ(ヒバ)、ブナなどは道南地域特有の樹種です。

■樹種別森林面蓄積h(千m3)



ヒノキアスナロ(ヒバ)

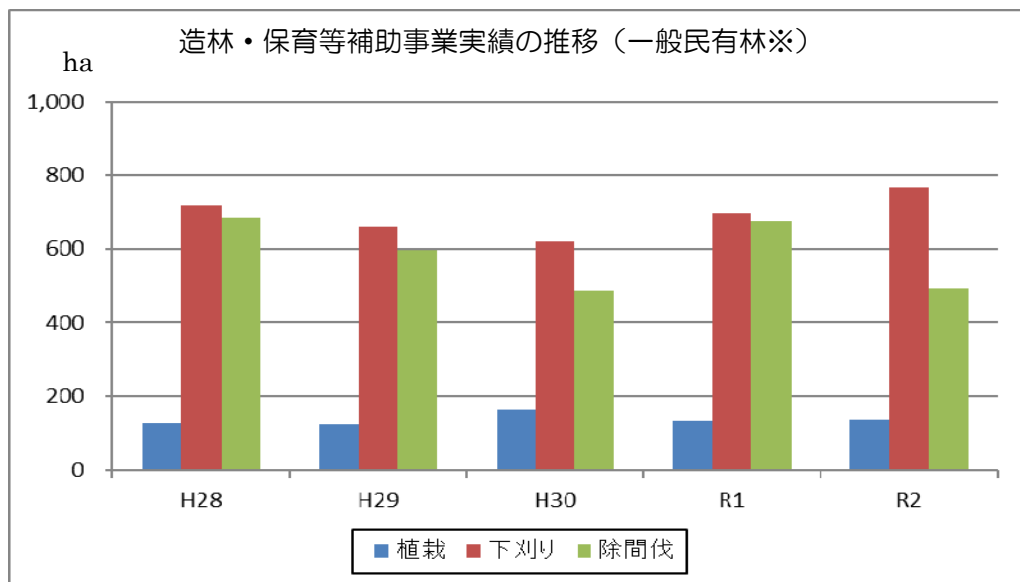
2 森林の整備

1. 造林・伐採

森林は森林所有者の財産であると同時に、その公益的機能の発揮を通じて、その恩恵が広く国民に及ぶ社会資本としての側面を持っています。

この公益的機能を将来にわたり発揮させるためには、その森林の状況に応じた伐採や植栽をするのはもちろんのこと下刈や間伐、あるいはつる切り・枝打ちなどの保育作業を適期に実施していく必要があります。

このため、森林所有者の方々に森林施業の必要性について理解を求めながら、各種補助制度や融資制度を活用いただき、民有林の森林整備を進めています。



※一般民有林：民有林のうち、道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林。

（民有林は国以外が所有している森林。一般民有林と道有林を合わせた森林。）



2. 森林の保護

人工林が受ける被害のうち、野ねずみによる幼齢期の食害が大きな被害となっています。

このため、野ねずみの効果的な駆除に向け越冬期前に市町村や森林組合などが薬剤散布を行い、野ねずみの食害から植栽木を守っています。

3 林道

1. 路網の概要

路網は多面的機能を有する森林の整備・保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を行うために必要不可欠な施設であり、その開設目的等により「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」に区分され、山村地域間の生活道路や森林へのアクセス道として大きな役割を果たしています。

管内では「林道」、「林業専用道」を主体に整備を進めており、令和2年度末の既設延長が250,591m、路網密度は4.14m/haとなっています。

2. 林道・林業専用道について

「林道」は不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるものです。構造はセミトレーラーの一般車両の通行を想定しており、道路反射鏡やガードケーブル等の交通安全施設を完備しています。

「林業専用道」は主として特定の者が森林施業のために利用する公共施設であり、幹線である林道を補完するものです。10t積みトラックや林業用車両(大型ホイールフォワード等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造をもつ施設で設計速度や曲線半径等を緩和したことにより、地形に沿った波形線形とすることで土工量・法高を低く抑えています。



森林管理道光台鈴岡線(林道):今金町



林業専用道鳥山富岡線:乙部町

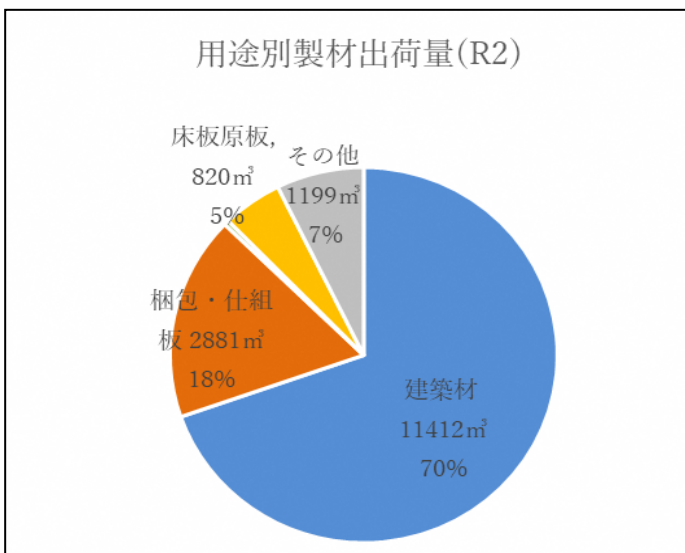
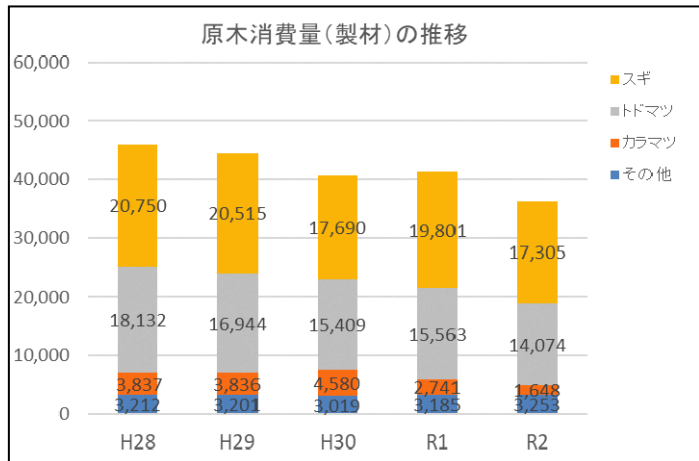
4 林産業

1. 木材産業

檜山管内の製材工場は9社あり、製材に使用されている樹種は、道南特有のスギをはじめ、トドマツ等が使われています。

令和2年度の原木消費量は、36,280 m³で樹種別では、スギ(17,305 m³)、トドマツ(14,074 m³)、カラマツ(1,648 m³)の順となっています。

製材の用途別出荷の割合は、建築材が69%、梱包・仕組板が22%、床板原板4%の順となっています。



2. 「地材地消」の取組

令和2年度の製材出荷量1万6千m³のうち、約7割の1万m³が道外へ出荷されています。特に製材出荷量の約46%を占めるスギは、その8割以上が道外へ出荷されている状況にあります。

このことから、檜山振興局では道南特有の資源であり、成熟期を迎えつつあるスギの利用拡大を図るため、公共施設への利用や地域イベントで地元建築関係者と連携して消費者へのPR活動を実施しています。



厚沢部町認定こども園

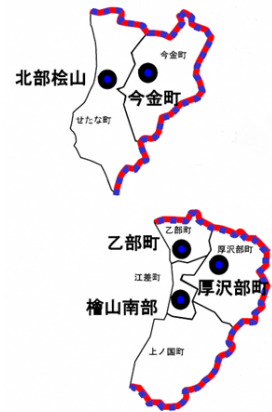
5 林業事業体

1. 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって林業経営を効率的に進めるために組織され、造林・保育などの山づくりから丸太の生産や販売などを実施している協同組合です。

管内には5つの森林組合があり、森林整備や管理の担い手として重要な役割を果たしています。

森林組合名	管轄地域	組合員数	加入面積
檜山南部	上ノ国町、江差町	235人	4,536ha
厚沢部町	厚沢部町	433人	5,287ha
乙部町	乙部町	148人	2,375ha
北部桧山	せたな町	372人	7,274ha
今金町	今金町	353人	10,237ha



※令和2年事業年度実績

2. 林業事業体登録制度

道では、森林所有者が森林整備等を実施する際、明確な情報に基づいて林業事業体を選択できるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的として「北海道林業事業体登録制度」を創設し、林業事業体の登録を行っています。

檜山管内の林業登録事業体数(36)

所在町	事業体数
江差町	4
上ノ国町	4
厚沢部町	8
乙部町	4
奥尻町	4
今金町	7
せたな町	5



※令和3年3月31日現在

個別の林業事業体登録情報は、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページで公開しています。

6 治山事業

1. 治山事業の役割

治山事業は、保安林を守り育てることで、大雨や台風などによる自然災害から住民の生命や財産を守り、また、水源のかん養や生活環境の保全などの森林が持つ働きを維持する大切な事業です。

山崩れ、土石流や地すべりなどの災害により住宅や農地、道路などの公共施設が被害を受けたり、受けるおそれがある箇所において治山施設を設置して被害の復旧や防止を行っています。

また、森林が持つ機能が低下したり、低下するおそれがある箇所において、木を植えたり生育の手助けを行っています。



2. 檜山の治山事業

檜山管内は、海岸線と険しい山の間には道路や住宅があるため、大雨や強風などによる山崩れや落石の被害を受けやすく、また、日本海からの強風により海岸付近の森林が育ちにくい環境にあることから、山崩れや地すべり等山地災害の軽減や、森林の維持・造成を図るための治山施設の整備を進めています。



7 保安林

1. 保安林制度について

森林には水を育み、土砂崩れなどの災害を防止するなど重要な働きを持っているものがあり、こうした公益的な働きを持っている森林を「保安林」として指定し、森林の伐採や土地の形質の変更などを制限し、森林の働きを維持し、発揮させていくのが保安林制度です。

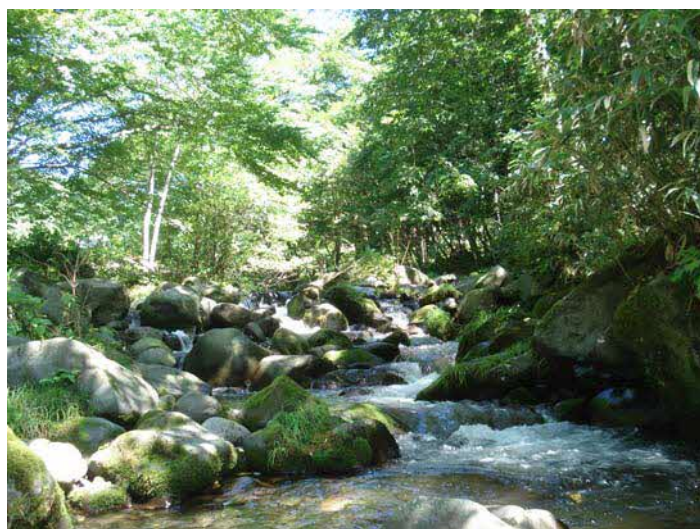
檜山振興局管内の保安林面積は約 15 万 8 千 ha(国有林 12 万 1 千 ha、道有林 3 万 ha、一般民有林 7 千 ha)で、管内の森林面積約 21 万 6 千 ha の約 7 割を占めています。檜山管内では 17 種類の保安林のうち水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の占める割合が高く、一般民有保安林の約 9 割を占めています。

【檜山管内の民有保安林の内訳】

令和 3 年 3 月 31 日現在(単位 面積:ha)

	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	合計
江差町	199.28	318.50	25.74	57.19	600.71
上ノ国町	192.34	1,289.45	2.82	50.06	1,534.67
(道有林)	(4,701.44)	(18,704.30)	(4.38)	(6,513.17)	(29,923.29)
厚沢部町		108.67	20.15	220.09	348.91
乙部町	550.68	57.88	5.85	44.23	658.64
奥尻町		576.73	51.79	43.57	672.09
せたな町		1,247.74	75.75	135.93	1,459.42
今金町	672.14	1,223.38	82.54	4.21	1,982.27
合計	1,614.44	4,822.35	264.64	555.28	7,256.71

※ 合計には道有林を含まない。重複指定保安林は、それぞれの面積を計上している。



北の魚つきの森に認定されている水源かん養保安林(乙部町)

保安林の制限について

保安林で立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、原則として北海道知事の許可を受ける必要があります。保安林において行う作業内容により次のとおり提出書類と提出期限等に違いがあります。

保安林内の作業内容		提出書類	提出期限
立木の伐採	皆伐	伐採許可申請書	伐採面積の限度公表の日から30日以内
	択伐(人工林以外)		伐採開始日の30日前
	択伐(人工林)	伐採届出書	伐採開始日の90~20日前
	間伐		
土地の形質変更等		作業許可申請書	随時提出

※ 提出先は、北海道知事(各(総合)振興局産業振興部林務課)

8 林地開発

1. 林地開発行為の許可制度について

森林には、私たちの暮らしを支えてくれる大切な働きとして、災害・水害を防ぐ働き、水を育む働き、環境を守る働きがあります。

こうした働きが無秩序な開発行為によって損なわれることがないように、森林法で設けられた「林地開発許可制度」により、1haを超えて森林（地域森林計画対象民有林）を開発する場合には、北海道知事の許可が必要となります。

* 地域森林計画対象民有林とは、森林計画図において表示する区域内の森林のこと。
森林計画図は振興局及び市町村に配備していますので、開発行為を行う際は事前に確認をお願いします。

2. 林地開発行為の許可状況について

檜山管内における林地開発許可制度に基づく許可の状況は、次のとおりです。

令和3年3月31日現在(単位:ha、括弧内は件数)

	土石等の採掘	工場・事業場の設置	その他	合計
江差町	7(1)	4(1)		11(2)
上ノ国町	4(1)			4(1)
厚沢部町				0(0)
乙部町		2(1)		2(1)
奥尻町	11(1)			11(1)
せたな町	2(1)			2(1)
今金町	11(1)			11(1)
合計	35(5)	6(2)	0(0)	41(7)

檜山の民有林

発行／令和3年 11月

編集／北海道檜山振興局産業振興部林務課

〒043-8558

檜山郡江差町字陣屋町336-3

電話 0139-52-6541(ダイヤルイン)